主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、違憲をいうが、実質は、少年を保護観察(短期)に付した本件処分が不当に重いとの主張にすぎないものであつて、少年法三五条一項の抗告理由にあたらない。

よつて、少年審判規則五三条一項、五四条、五〇条により、裁判官全員一致の意 見で、主文のとおり決定する。

昭和五六年三月二七日

最高裁判所第三小法廷

_	昌		環	裁判長裁判官
Ξ	大	井	横	裁判官
己	正	藤	伊	裁判官
郎	治	田	寺	裁判官